

# 筑紫女学園大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構



## I 認証評価結果

### 【判定】

評価の結果、筑紫女学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

### 【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

### 【条件】

特になし。

## II 総評

建学の精神が「仏教とくに浄土真宗の教え」であると明示し、そのこころを校訓として「自律、和平、感恩」の 3 項目にまとめて示している。建学の精神・基本理念は学内外に公表され、正課教育においても学ぶ機会を設けている。

教育研究の基本的な組織は適切に構成されており、教学運営協議会や各種委員会と各センターが連携して、組織の運営を行っている。教養科目は「共通教養科目」と位置付け、適切に編成されている。

教育課程については、全学をあげて改革に取り組み、「カリキュラムのポイント」のもと体系的に編成されている。教育目標を「基本理念と教育目標」としてまとめ、「達成数値目標」を具体的に挙げて、達成状況の点検・評価を行っている。

アドミッションポリシーは各学科・研究科ごとに明確に示されており、学外にも公表されている。学生への学習支援体制は十分に整っている。また、授業評価の実施や「全学協議会」の設置などにより、学生からの意見・要望のくみ上げに取り組んでいる。キャリア教育のための支援については、正課に科目を設定するなど、教学的にも支援体制が整備されている。

専任教員数及び教授数は大学設置基準を満たしており、適切に配置されている。また、教員の教育研究活動を活性化するために、「教育開発センター」を設置して、年間計画に基づき教育の改善・向上への取り組みを進めている。

事務組織は職員が適切に配置されており、中長期計画を策定して、これに基づき新規採用が行われている。また、学内研修に加えて外部の研修会にも職員を派遣し、業務能力の向上に努めている。更に職員が委員会の構成員となることで政策立案に関わる体制が構築されている。

評議員会及び理事会は、外部理事とも「意見交換会」を開催するなど結束を強化しつつ、適切に機能している。管理部門と教学部門の連携については、「学内運営連絡会」を設置して意思疎通を図り連携が強化されている。大学運営の改善・向上を図るために組織的に自己点検・評価を行っており、組織として問題点を共有し、改善・向上につながるシステムを構築している。

財務状況は良好であり、学校法人会計基準により会計処理は適切に行われている。財務情報の公開については規程を制定して閲覧を行い、ホームページ上においても公開している。外部資金の導入充実については、特に、研究支援事務に関する機能を充実させ、教員の意識向上に努めるなど具体的に取組んでいる。

教育研究目的を達成するために必要な校地、運動場、校舎などの施設設備が整備されており、その維持・向上を図るため委員会を設置し教学側の意見や要望を取入れるなど、適切に運営されている。また、附属施設として2つのセンターが充実しており、学生の利活用も図られている。更に、すべての校舎は新耐震基準を満たしており、安全性が確保されている。

太宰府市、筑紫野市、九州国立博物館などと連携して大学の特性を生かした公開講座や共同イベント、講演会などを開催している。特に、九州国立博物館との連携は意義が大きい。子育て支援に関わるプログラムを地域住民に提供する「みんな塾」を閉鎖したことは惜しまれるが、引続き社会・地域貢献を全学的な取組みとして推進している。

社会的機関として必要な組織倫理については「学校法人筑紫女学園就業規則」にその基本的考え方を規定しており、更に教員の研究活動における倫理問題についても規程を制定し、運営されている。教育研究成果はホームページや学園広報誌・紀要などの刊行物によって公開されている。ハラスメントの防止、個人情報保護に関しては規程が整備され、また、学生の海外研修に関する危機管理シミュレーションを全学体制で実施し、対応の強化を図っている。

宗教教育の推進・充実を図り、建学の精神の高揚に資するために「宗教教育部」と「仏教学研究室」を設置し、宗教教育のための各種の行事などを実施し、また、学生からの要望を受けて「仏教研修生」制度を設置するなど、建学の精神の具現化のために宗教教育に力を注いでいる。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

##### 【判定】

基準1を満たしている。

##### 【判定理由】

建学の精神が「仏教とくに浄土真宗の教え」であると明示し、そのところを校訓として「自律、和平、感恩」の3項目にまとめられており、大学の基本理念は「限りない〈いのち〉への目覚めをうながし、社会の中で自己を実現する人の育成を通して、新しい時代を創造する」こととしている。

この建学の精神、基本理念は、大学案内、学生便覧、聖典、「基本理念と教育目標」などの印刷物によって、学外及び学内教職員、学生に明示されているとともに、正課教育に建学の精神を学ぶ機会を設けている。

また、この実現のため「特色ある教育・研究に取組み、地域・社会に貢献する」ことを

使命とし、大学の使命、目的についても学則に記載されており、学生、教職員に対しては、「新入生オリエンテーション」、学内行事（「創立・宗祖降誕会」「報恩講」「成道会」）などを通して周知されている。更に、ホームページに開示されるとともに、教育目標については、「基本理念と教育目標」としてまとめられ、教職員、学生に共有化されるように取組みを継続している。

## 基準 2. 教育研究組織

### 【判定】

基準 2 を満たしている。

### 【判定理由】

教育課程としては、大学は 1 学部 6 学科、大学院は 1 研究科で構成されており、附属教育研究機関としては、「人間文化研究所」「附属図書館」「情報メディアセンター」「学生健康センター」「国際交流センター」「教育開発センター」「生涯学習センター」が整備されている。学生のニーズと、大学や学生を取巻く状況に細やかに対応していくための努力がなされてはいるが、それぞれの教育研究の成果を上げ、大学の組織の活動の独自性を確保するために、運営組織の更なる整備が必要である。また、1 学部 6 学科を抱えるという組織体制において、それぞれの学科の運営に的確に対応させるべく、「教学運営協議会」や「共通科目運営委員会」「カリキュラム改善委員会」などの委員会と各センターが連携して、組織の運営を行ってきている。また、既に学部学科の改組計画にも着手しており、将来に向けての改善への取組みがうかがえる。

人間形成のための教養科目は、「共通教養科目」と位置付けられ、これを担う体制として、教務部長、各学科委員、教務課長で構成される「共通科目運営委員会」により、教養科目の編成、履修方法、担当教員の配置などが行われている。この「共通科目運営委員会」の委員 1 名が学部の教務委員会及びカリキュラム改善委員会の委員となることで、教授会との意思疎通が図られている。

また、学習者としての学生のニーズ把握への対応としても、授業評価の実施や、学生自治団体である学友会と大学執行部との意見交換の場としての「全学協議会」の設定などの取組みが行われている。

### 【改善を要する点】

- ・ 大学、短期大学部の教授会が、相互の連携と情報の共有という目的で、実質的には合同開催されているが、大学、短期大学部は個別の教育機関であり、固有の問題に緻密に対応していくためにも、それぞれの教授会は独自に運営されるよう、改善が必要である。

## 基準 3. 教育課程

### 【判定】

基準 3 を満たしている。

### 【判定理由】

学園の建学の精神に基づき「基本理念と教育目標」が定められ、併せて6学科それぞれに教育目標が明文化されており、更には「学科の目指すもの」としての「具体的な項目」も明示されている。

この教育目標を教育課程に反映させるべく、全学をあげて教育の改革に取り組み、「カリキュラムのポイント」のもと、教育課程が体系的に編成されている。授業期間も適切に運営され、単位認定及び履修登録単位数の上限設定への改善は必要であるが、「教育開発センター」を中心に単位制度の実質化に配慮がなされ、教育方法にも、「筑女ネット」の利用などの特色ある取組みを行っている。成績評価基準は学則に定められ、かつシラバスにも明記されている。

教育目標の達成状況の評価に関しては「達成数値目標」を具体的に掲げ、FD(Faculty Development)活動と併せて点検・評価の機会としている。また、学生による授業評価の内容が全教職員に開示されている。

### 【優れた点】

- 各学科の教育目標の適切性の点検のため、資格・免許・検定の取得状況と就職状況により、「教育目標と達成数値目標」を設定し、更に「理念と目標報告会」を開催し、点検・評価を全学的に共有していることは評価できる。

### 【改善を要する点】

- 学部学科の教育研究上の目的については、学生便覧やホームページなどに公表しているが、学則などに定められておらず、改善が必要である。
- 大学院研究科の教育研究上の目的についての定めがないので、大学院学則などに定めるよう改善が必要である。
- 年間履修登録単位数の上限は1・2年次に設定されているが、3・4年次にも上限を設けるとともに、人間福祉学科の1・2年次の年間履修登録単位数が上限58単位であることについても、改善が必要である。

## 基準4. 学生

### 【判定】

基準4を満たしている。

### 【判定理由】

アドミッションポリシーは各学科、研究科ごとに明確に示されており、ホームページや印刷物によって、外部に公表されている。在籍学生数はアジア文化学科及び人間福祉学科においては、収容定員を充足していないが、大学全体としては適正に確保している。

学生への学習支援体制も、学習面での学生アドバイザー、「Student Room」の設置をはじめ、専任教員のクラスアドバイザーへの配置、オフィスアワーの実施による個々の授業

に関する質問・相談などに対応し、学習支援体制を整えている。また、特別な支援を必要とする学生には、聴覚障害学生へのノートテイク体制が整備されている。語学科目、情報科目では教育効果を上げるため、少人数クラス編成が実施されている。学生に提示されるシラバスも、一部不統一な面は見られるが、内容の充実に全学的に取り組んでいる。学生からの意見などのくみ上げについては、「全学協議会」「学生生活実態調査」、意見箱の設置によりその取り組みを行っている。

学生サービス、厚生補導業務を円滑に推進するために、学生健康センターなどを設置している。日本学生支援機構など各種奨学金制度に加え、学園独自の奨学金制度、学費減免制度を整備し、学生に対する経済的支援も行っている。メンタルヘルスへの対応では十分とはいえないが、学生の健康管理に関する支援はなされている。

キャリア教育については、正課に科目を設定するなど、教学的にも支援体制が整備されている。就職・進学支援は、「進路支援委員会」により全学組織として審議され、事務組織としては、進路支援課を置き、就職支援に加え、全般的キャリア支援を行っている。また、就職支援における同窓会との連携体制の構築がなされている。

#### 【優れた点】

- ・教育目標達成のため、各部署が学習支援に関する目標を、数値などにより具体的に掲げ、実現のための取り組みを行っていることは評価できる。
- ・学内 4 か所に自主学習のための「Student Room」を設置し、学生アドバイザーによる学習支援や日常生活など身近な相談窓口の機能も持たせていることは評価できる。
- ・同窓会との連携がよく、「avenir」という優れた後輩への就職活動ノウハウ集（4 年次生、2 年次生の就職体験談集）は、学生にとって大きな支援であり、高く評価できる。

#### 基準 5. 教員

##### 【判定】

基準 5 を満たしている。

##### 【判定理由】

教員組織は、大学設置基準で求められている専任教員数及び教授数を満たしており、教育課程を遂行するために必要な教員が配置されている。

専任教員の採用・昇任については、手続きが大学と短期大学部で同一の規程・要領・内規となっているが、大学と短期大学部で別々に行われている。

教員の教育担当時間に差はあるが改善の措置が講じられ、教育研究活動支援も多岐にわたって整備されている。

FD(Faculty Development)活動については、平成 13(2001)年度から「授業方法等改善研究委員会」が設置され、学生による授業評価などを実施、次いで FD 義務化を受けて平成 20(2008)年度より「教育開発センター」を設置して 4 つの課題（企画・研修、教育課程・成績評価、授業改善、初年次教育）ごとにワーキンググループを設け、年間計画に基づき教育の改善・向上への取り組みが進められている。

**【改善を要する点】**

- ・大学及び短期大学の専任教員の採用・昇任はそれぞれに実施されているが、その資格審査に関する規程・要領・内規は、大学・短期大学部での同一の定めとなっているので、それぞれの教育機関別に定めるよう改善が必要である。

**基準 6. 職員**

**【判定】**

基準 6 を満たしている。

**【判定理由】**

事務組織は法人本部と、大学・短期大学部事務局に分かれ、管理運営、教育研究に対応した 16 の室・課が設けられ、事務職員が配置されている。また、学園の将来にわたる業務運営に支障が生じないように退職者補充などに係る中長期計画を策定し、これに基づき新規採用が行われている。

採用・昇任・異動に関する規程は、異動に関する内規「人事異動の原則」が制定されているほかは整備されていない。具体的手続きとしては、事務局長が事前に所属長、事務長の意見を聴き、各部署の員数や、職員の適性などを考慮して原案を作成の上、理事長に諮って決定されている。

SD(Staff Development)活動については、体系的に整備はされていないが、初任者研修、教員組織との合同研修、事務管理職研修といった学内研修会などが開催され、また日本私立大学協会などの関係団体が開催する研修会に職員を派遣し、業務能力の向上に努めている。

教育研究支援の強化と事務組織の効率化を目的に事務組織が整備され、室・課における業務内容の見直しも図られている。また事務局課長が教授会に陪席するほか、教学課題を検討する委員会の構成員となることで、職員が教員との協働で政策立案に関わる体制が構築されている。

**基準 7. 管理運営**

**【判定】**

基準 7 を満たしている。

**【判定理由】**

法人の意思決定の迅速化に対応する評議員会及び理事会の開催について、開催回数を増やすことでの対応、外部理事とも「意見交換会」を開催するなどして結束を強化しつつ、私立学校法の改正による理事制度の改善への取組みがなされている。

理事会運営の基本的な事項、①特定の理事・評議員の理事会・評議員会の欠席、②予算変更（補正予算）手続きについての改善などが必要であるが、開催時間などの工夫、決算見込みによる補正予算の編成を検討している。

監事制度の改善において、評議員会及び理事会において監事から意見が付され、今後

においては、教学事項を含めた学校運営全般に対する監事の監査についても検討しているなど、監事制度の機能強化が図られている。

管理部門と教学部門の連携については、「学内運営連絡会」を設置して、教学部門と管理部門との意思疎通を図り連携が強化されている。また、大学の運営においても、運営に関する規程などの整備がなされ、組織的に運営されている。

大学運営の改善及び向上を図るための自己点検・評価への取組みについては、「自己点検運営委員会内規」などを整備し、「自己点検運営委員会」「自己点検実施推進委員会」を設け、組織的に点検・評価を行う体制が整備されている。自己点検・評価報告書はホームページ上で公開し、自己点検・評価による改善は、組織としての問題点を共有し、運営に当たることを目的とした「理念と目標発表会」を行うなど、改善・向上につながるシステムを構築している。

#### 【改善を要する点】

- ・ 特定の理事（外部理事）及び特定の評議員（外部評議員）が、非常に欠席が多いので、改善を要する。

### 基準 8. 財務

#### 【判定】

基準 8 を満たしている。

#### 【判定理由】

大学の消費収支は、収入超過の状態であり財務状況は良好である。法人全体は、収支バランスに各年度において増減があり安定していない。

会計処理については、学校法人会計基準により適切に行われている。予算変更（補正予算）手続きにおいて改善などが必要であるが、決算見込みによる補正予算の編成にも取り組んでいる。

会計監査においては、「事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチ」を導入し、会計処理中心の監査から、学園全体の諸規程及び業務フローの確認を行い、そのルールのもとに実際の業務が執行され、会計処理がなされているのかの点検を行うなど、監事との連携を強化し、会計監査が適切に行われている。

財務情報の公開は、「学校法人筑紫女学園財務情報の公開に関する規則」を制定し、財産目録、計算書類、事業報告書などの閲覧を行い、ホームページ上においては、学生・生徒・園児数、卒業者数、役員・評議員、教職員数を公開し、更に、資金収支計算書・消費収支計算書及び貸借対照表に解説を付すなど、閲覧者に「学校法人会計」を理解してもらうことにも配慮している。

外部資金の導入充実には、教員の意識向上に努めるなど具体的な取組みに着手し、申請件数の増加につながっている。資産運用についても、「学校法人筑紫女学園資産運用管理規程」により、年度ごとに「資産運用方針」を策定し、運用対象資産、金額、運用益目標及び運用益の用途を定めるなど堅実な運用を行っている。

## 基準 9. 教育研究環境

### 【判定】

基準 9 を満たしている。

### 【判定理由】

教育研究目的を達成するために必要な校地・運動場・校舎などの施設設備が整備されており、また、その維持・向上を図るため「教育施設検討委員会」を設置し、教学側の要望や意見も取入れるなど、適切に運営されている。

附属施設として「情報メディアセンター（情報処理関連施設）」「国際交流センター（語学学習関連施設）」が充実し、学生の利活用も図られている。図書館は学外者にも開放されている。

運動場は、校舎から離れたところに位置しているため、活用に向けスクールバスが運行されるようになり利便性が増した。

施設設備の安全性については、すべての校舎は新耐震基準を満たしており、日常の設備管理保守や法定点検などは外部委託により、適切に維持管理されている。

学生が授業時間以外に過ごす施設の環境整備が進められて、学生ラウンジ、食堂、売店、ブックセンターなどがリニューアルされている。

### 【参考意見】

- ・校舎によっては車椅子で移動できない場所があること、点字ブロックが敷設されていないことなど、バリアフリー化の対応が遅れているので、改善方策について早期の検討が望まれる。

## 基準 10. 社会連携

### 【判定】

基準 10 を満たしている。

### 【判定理由】

地域との連携は、太宰府市、筑紫野市、九州国立博物館などと、公開講座、共同イベント、講演会の開催など、大学の知的・人的資源を提供し、大学の特性を生かした連携が行われている。

太宰府市教育委員会と同市に所在する大学などで構成する「太宰府キャンパスネットワーク会議」では、リーダー的役割を果たしている。

子育て支援に関わるプログラムを地域住民に提供する「みんな塾」が、社会的に評価されながら、学内事情により閉鎖されたことは惜しまれるが、引続き社会貢献・地域貢献を大学の主要な使命の 1 つとして位置付けており、「生涯学習センター」の機能強化を図り、全学的な取組みとして推進している。

福岡県内の大学群と韓国・釜山市内の大学群による大学コンソーシアム協定の締結によ

る大学間の人材交流と人材育成が行われるなど適切な連携が行われている。

企業や他大学との連携は、教員の個人研究に関わるもの、大学間協定の準備協議などだけで低調に推移しているが、「生涯学習センター・生涯学習課」を設置し、専任の職員を配置するなど運営体制の強化を図っている。

地域との協力関係においても、前述した地域との連携が中心であるが、「九州国立博物館」と、大学の日本語・日本文学科、アジア文化学科や博物館学芸員課程との連携を図ることの意味は大きく、連携事業の一層の推進が期待される。

## 基準 1 1. 社会的責務

### 【判定】

基準 11 を満たしている。

### 【判定理由】

社会的機関として必要な組織倫理については「学校法人筑紫女学園就業規則」にその基本的な考え方を規定しており、更に教員の研究活動における倫理問題について「筑紫女学園大学・短期大学部研究倫理規範」を制定し、これに基づく研究倫理委員会を設置するなどして適切に運営されている。

ハラスメント防止への対応は規程の整備、研修会の開催、被害者からの相談及び救済体制が整備されており、特に女子教育機関としてセクシュアルハラスメントを防止するため、小冊子「STOP SEXUAL HARASSMENT」を作成・配付し予防強化を図っている。

学内外に対する危機管理（防犯対策、防災対策、海外研修の事故対応など）対応がなされている。

個人情報保護に関する規程が整備され、その基本方針をホームページに掲載し、内外に発信している。

学生の海外研修中の事故を想定した危機管理シミュレーションを全学体制で実施し、それを踏まえて刊行物にとりまとめ、対応の強化を図っている。

教育研究の状況は、ホームページや学園広報誌（年 3 回発行）に掲載し公開されている。研究成果は、紀要や年報を発行し、外部の教育研究機関に送付している。

### 【優れた点】

- ・学生の海外研修中の事故を想定した危機管理シミュレーションを全学体制で実施し、それを踏まえた、「筑女生のための安全に留学する方法」及び「筑紫女学園大学・短期大学部海外危機管理」を刊行し、対応体制の強化を図ったことは評価できる。